

平成14年5月31日

## 徳島県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、三好郡井川町タクミ田44—3美浪盛晴及び麻植郡山川町宇川田614—2森重雄の請求に係る監査の結果を、平成14年5月22日決定したので、次のとおり公表する。

平成14年5月31日

徳島県監査委員	四十宮	惣	一
同	藤	駿	吉
同	川	端	義
同	北	島	也

## 第1 請求の受付

平成14年3月28日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

## 第2 監査の実施

## 1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、平成14年4月26日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

## 2 監査対象機関

保健福祉部長寿ことも政策局長寿社会課を監査対象とした。

## 第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

#### 第4 決定の理由

##### 1 請求の要旨

(1) 東祖谷山村に係る平12年度老人保護措置費負担金事業収支精算書の内、社会福祉法人健祥会頬朝に支払われた平13年3月分金額。及び同法人健祥会清盛に支払われた介護給付費県費負担金同年3月分。県知事は不當に支出された金額の返還を社会福祉法人健祥会に求めること。

(2) 平13年3月時点の健祥会清盛（特養）の入所者数は30名に近い数であり同時点の健祥会頬朝（養護）の入所者数は約40名と推定される。これに対する介護保険法、老人福祉法に定める直接介助職員数は、看護職2名、介護職12名計14名と推定される。その根拠は県地方労働委員会宛の健祥会作成準備書面3ページに記載がある。

ところが当該3月勤務表（寮母介助）の介護職員は実際に11名である。他に藤丸指導員、前田、西岡事務員がいるが、曾我部施設長は、清盛、頬朝両施設長を兼務し同時に、三加茂町たんぽぼ介護支援専門員を兼務しており、事実上施設長不在でありこれら指導員や事務員を直接介助職に算定することはできない。生活相談員もいない。看護職2名を含む直接介助員数は13名である。ゆえに員数不足である。当該3月勤務表の4日と12日にはB勤（9時半～18時半）、頬朝、頬朝の勤務者は配置がない。寮母業務マニュアルによると、「A2勤務は朝食時だけ頬朝棟にて食事介助」があるだけで、頬朝には両日とも日勤者は配置がない。

11名であるため、日勤単位数は延136労働日、996時間53分である。平12年5月勤務表や、たんぽぼ就業規則添付勤務表と比べて（たんぽぼ比250時間減）少ない。11名体制で夜勤8回すれば公休5回に減じ日勤を2日増やすなければ必要労働時間が数が不足する。

(3) 平12年10月実施の県監査資料には、清盛介護職常勤専任者10名とされているが、実際は兼務者が大半である。同月は寮母介助職員数14名と県に報告されているが、実際には13名であり、1名の差は事務員笛野氏をあてていた。3月は監査時点10月よりも2名少ないので入所者数は増えているから、介護保険法や老人福祉法に定める員数（特養3：1、養護9.3：1）に満たない。

##### 2 判 斷

(1) 請求書の要旨及び陳述の内容から、請求人の主張を整理すると、東祖谷山村に係る平成12年度老人保護措置費県費負担金のうち養護老人ホーム健祥会頬朝（以

下「頬朝」という。）に支払った平成13年3月分及び介護給付費県費負担金のうち特別養護老人ホーム健祥会清盛（以下「清盛」という。）に支払った同年3月分について、当該月における両施設の直接介助職員が老人福祉法及び介護保険法に定める員数を満たしていないことから、不当な支出であり、知事に、これら不當に支出された金額について社会福祉法人健祥会から返還を求める」というものである。

(2) はじめに、老人保護措置費県費負担金及び介護給付費県費負担金の交付手続についてみてみる。

老人保護措置費県費負担金は、市町村が養護老人ホームに入所を委託した場合に、その人數、期間に応じて当該施設に支弁した費用について、その一部を県が負担するものであり、また、介護給付費県費負担金については、特別養護老人ホームであって、県知事が指定した介護老人福祉施設において行われた介護サービス等に対して市町村が支給した費用の一部を県が負担するものである。

当該負担金の交付手続については、徳島県老人保護措置費県費負担金交付要綱（平成12年7月17日施行）及び徳島県介護給付費負担金交付要綱（平成12年7月17日施行）に基づき、適正に処理されている。

(3) 次に、平成13年3月における各施設における介護職員、看護婦、看護士、准看護婦及び準看護士（以下「介護・看護職員」という。）の必要員数及び実配員員数についてみてみる。

① 頬朝は、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームであり、定員は50名である。一方、清盛は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであつて、また介護保険法第7条第21項に規定する介護老人福祉施設でもあり、定員は30名である。両施設は、平成11年12月26日に社会福祉法人健祥会により開設された老人福祉施設であり、同一敷地内に併設されている。

なお、清盛においては、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行っており、その定員は10名である。

② 頬朝における平成13年3月の月初日の入所者数は、41名であった。養護老人ホームにおける介護・看護職員については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）」及び「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて（平成12年11月21日付老発773号厚生省老人保健福祉局長通知）」において配置基準が定められている。

まず、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」においては、生活指導員、介護職員及び看護婦、看護士、准看護婦又は準看護士の総数は、通じておおむね入所者の数を9.3で除して得た数以上とすることが規定されていることから5名以上必要となる。

次に、「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」によれば、特別養護老人ホームを併設する養護老人ホームであって、定員50名の場合は、主任介護職員1名、介護職員4名、看護職員1名の計6名が必要となる。

その結果、頼朝における介護・看護職員は、6名以上確保しなければならない。

③ 清盛における平成13年3月における月平均の入所者数は、24.9名（老人短期入所事業の利用者はなし。）であった。

特別養護老人ホームにおける介護・看護職員は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）」において、介護老人福祉施設については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」において、それぞれ配置基準が定められており、両基準とも、介護職員又は看護婦、看護士、准看護婦若しくは準看護士の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすることが規定されている。

また、これらの中の基準における入所者の数は、通常、前年度の平均値を用いることとなるが、清盛は平成11年12月26日に開設された施設であるため、平成13年3月時点においては、前年度1年間を通した実績がないため、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付老企第43号厚生省老人保健福祉企画課長通知）」に従い、直近1年間の平均入所者数（老人短期入所事業の利用者を含む。）を基に算定することとなる。そこで、直近1年間（平成12年3月～平成13年2月）の入所者延数を1年間の日数で除して得た平均入所者数は、19.2名となり、その結果、清盛においては、介護・看護職員は7名以上確保しなければならない。

④ 以上のことから、最低必要とされる介護・看護職員の員数は、頼朝では6名、清盛では7名の計13名となるが、介護・看護職員は、頼朝、清盛の両施設を兼

務していたことから、両施設を合わせた介護・看護職員の実配置員数は、監査対象機関の調査による勤務実績表でみると、介護職員13名、看護職員2名の計15名が勤務し、常勤換算方法において算定した場合でも14名を超えており、絶じて必要員数が確保されていることが認められた。

(4) しかしながら、施設長など直接入所者の処遇にたずきわらない職員については、入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り、同一敷地内の他の社会福祉施設と兼ねて勤務することが認められているものの、介護・看護職員については、専従職員として各施設ごとに必要員数を確保しなければならないものである。

なお、介護保険法の適用を受ける介護老人福祉施設においては、介護・看護職員の員数が配置基準を下回る場合には、過誤調整を行い、介護給付費を減額することとなるが、清盛においては、そのような実態は認められなかった。

一方、養護老人ホームについては、同様の場合に措置費を減額する規定はない。

なお、当該両施設においては、監査対象機関の指導により、介護・看護職員の業務発令は解消され、必要員数が専任配置されていることが認められた。

(5) 以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。